

# 第1章

## デンマーク



## 第1章 デンマーク<sup>2</sup>

### 第1節 社会的背景

#### 1. 失業保険制度の歴史的背景

デンマークの失業保険は 19 世紀後半に労働組合が形成される過程でその共済活動の一環として実施されていた失業手当給付まで遡ることができる。19 世紀は労使紛争が多発し、1899 年の「9 月妥協」により労使関係の枠組みが形成された。1903 年国会に委員会が設置され、1907 年に失業保険法が成立した。

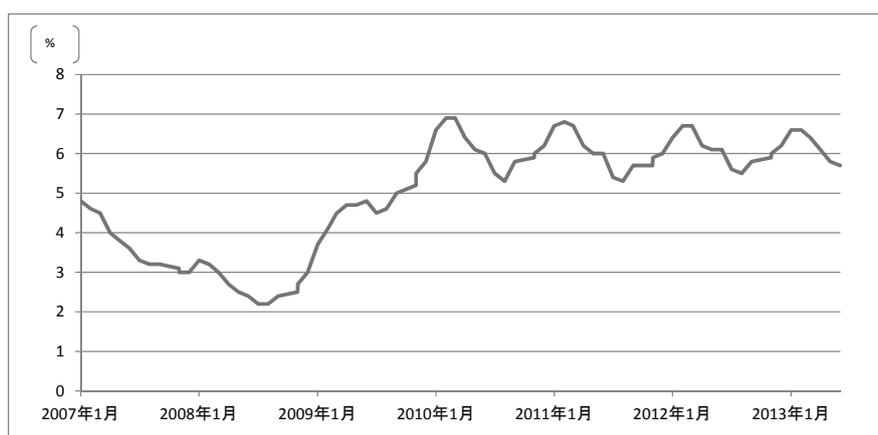
デンマークの失業保険の運営方法は、労働組合の保険として労働組合が失業保険金庫を管理運営し、政府がこれに補助を行う「ゲント方式」<sup>3</sup>が採用された。その後、100 年以上の間この方式が存続してきた。

近年の動向として、2001 年 11 月の総選挙で社会民主党首班政権が敗北し、自由党保守党連立政権が誕生した結果、失業金庫の自由選択制が解禁される等の改革によって失業金庫は大きな変容を被っている。

#### 2. 失業率・失業者数の推移

デンマークの失業率は 2008 年 7 月と 2008 年 8 月に 2.2% の水準にあったが、2009 年 11 月以降をみると、5.5% から 6.9% (2010 年 2 月) の間を推移している (図表 1-1 参照)。失業者数では、2008 年 7 月には 6 万 250 人であったが、2009 年 12 月以降をみると、15 万 5,336 人から 18 万 3,817 人 (2010 年 2 月) の間を推移している (図表 1-2 参照)。

図表 1-1 : 失業率 (確定値) の推移 (2007 年 1 月~2013 年 6 月)



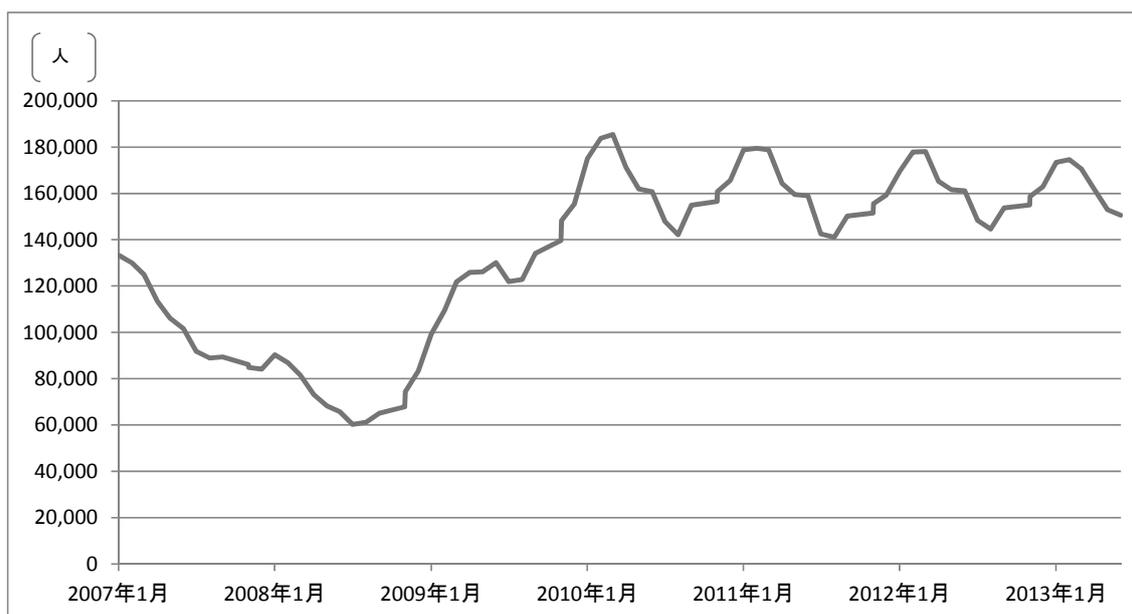
出所：デンマーク統計局数値より作成<sup>4</sup>

<sup>2</sup> 第1章は、菅沼 (2011a) および岡 (2004) を基本に北澤が改稿し、更に菅沼が若干の改稿を行ったものである。

<sup>3</sup> ゲント方式の一般的な理解は、労働組合の保険として労働組合が失業保険金庫を管理運営し、政府 (地方政府または中央政府) がこれに補助を行う制度というものである。

<sup>4</sup> AUP02: Unemployed in per cent of the labour force (final) by region, age and sex : <http://www.statbank.dk/statbank5a/default.asp?w=1680>

図表 1-2 : 失業者数（確定値）の推移（2007年1月～2013年6月）



出所：デンマーク統計局数値より作成<sup>5</sup>

## 第2節 失業保険制度

岡（2004）はデンマークの失業保険の特徴として、任意加入制、新規学卒失業者への給付を含むこと、自営業も適用対象に含むこと等を挙げている。

### 1. 失業の概念（完全失業者の定義等）

デンマークにおいて、次の条件を満たす場合、完全失業者とされる。「非自発的な失業であること」「職業安定所で求職活動に積極的に従事すること」「職業安定所で管理されサインすること」「雇用に適していること」「労働能力を有すること」である。

### 2. 制度名・根拠法

失業保険法（lov om arbejdsløshedsforsikring）を根拠法としている。条文はデンマーク政府広報ポータル<sup>6</sup>で閲覧できる<sup>7</sup>。

### 3. 管理運営組織

既述のとおり「гент方式」を採用しており、労働組合が失業金庫を管理してきた。

<sup>5</sup> AUF02: Unemployed persons (final) by region, type of benefits, unemployment insurance fund, age and sex : <http://www.statbank.dk/statbank5a/default.asp?w=1680>

<sup>6</sup> デンマーク政府広報ポータル : <https://www.retsinformation.dk/Forms/r0710.aspx?id=157989>

<sup>7</sup> デンマーク政府広報ポータル（2013年の改正：30. december 2013） : <https://www.retsinformation.dk/Forms/r0710.aspx?id=160931>

## (1) 所管と失業金庫

失業保険は職業省（*Beskæftigelsesministeriet*<sup>8</sup>）の部局である労働市場管理庁（*Arbejdsmarkedsstyrelsen*<sup>9</sup>）の第1課が所管している。

## (2) 失業金庫の4類型

失業金庫は労働市場管理庁の所管のもとに設立されている独立した民間団体とされている。失業金庫は、次の4つの類型に分けられる（失業保険法第32条）。

- (a) 被用者限定型<sup>10</sup>：特定の被用者（労働組合員）に構成員を限定している金庫
- (b) 業種限定混合型<sup>11</sup>：特定業種の被用者（労働組合員）または自営業団体に限定している金庫
- (c) 被用者・自営横断型<sup>12</sup>：被用者あるいは自営業者いずれかにおいて横断的に加入できる金庫
- (d) 総合横断型<sup>13</sup>：被用者・自営業者に限らず横断的に加入できる金庫

ここでは条文番号に基づき、a項金庫、b項金庫、c項金庫、d項金庫と呼ぶ。金庫は定款においてどの項目に該当するかを明示し、a項金庫、b項金庫は適用対象となる業種を明示することになっている（第32条）。失業金庫は最低10000人の加入者で構成されることを要件としている（第32条第2項）。2014年1月現在、26の失業金庫がある（図表1-3参照）。

<sup>8</sup> <http://bm.dk/>

<sup>9</sup> <http://ams.dk/>

<sup>10</sup> fagligt afgrænset for lønmodtagere

<sup>11</sup> fagligt afgrænset for lønmodtagere og selvstændige erhvervsdrivende

<sup>12</sup> tværfaglig for enten lønmodtagere eller selvstændige erhvervsdrivende eller

<sup>13</sup> tværfaglig for lønmodtagere og selvstændige erhvervsdrivende

図表 1 - 3 : 失業金庫一覧 (単位: クローナ)

		失業手当 給付充当 保険料	労働市場 付加年金 拠出金	管理保険料	類型
1	Akademikernes (大卒)	326.00	7.00	75.00	a
2	Byggefagenes A-kasse (建設労働組合)	326.00	7.00	140.00	a
3	Danske Sundhedsorganisationers A-kasse (保健医療)	326.00	7.00	66.00	a
4	El-fagets A-kasse (電力)	326.00	7.00	152.00	a
5	Faglig Fælles Akasse (合同労組)	326.00	7.00	144.00	a
6	FOA - Fag og Arbejdes A-kasse (ケア・サービス労働)	326.00	7.00	123.00	a
7	HK/Danmarks A-kasse (商業・事務職員)	326.00	7.00	127.00	a
8	Metalarbejdernes A-kasse (金属労働)	326.00	7.00	139.50	a
9	Teknikernes A-kasse (専門技術者)	326.00	7.00	125.00	a
10	Børne- og Ungdomspædagogernes Landsdækkende A-kasse (児童・若年指導員)	326.00	7.00	90.00	b
11	Funktionærernes og Servicefagenes A-kasse (職員・サービス)	326.00	7.00	111.00	b
12	Fødevarerforbundet NNFs A-kasse (食品・菓子)	326.00	7.00	154.52	b
13	Lærernes a-kasse (教員)	326.00	7.00	90.00	b
14	Socialpædagogernes A-kasse (ソーシャルワーカー)	326.00	7.00	101.00	b
15	A-kassen for Journalistik, Kommunikation og Sprog (報道・通信・言語)	326.00	7.00	100.00	c
16	Business Danmarks A-kasse (ビジネス)	326.00	7.00	108.00	c
17	CA a-kasse (エコノミスト)	326.00	7.00	118.00	c
18	Dana - de selvstændiges (自営業)	326.00	7.00	191.00	c
19	Det Faglige Hus - A-kasse (仕事の家)	326.00	7.00	118.00	c
20	FTF-A (職員・公務員合同)	326.00	7.00	93.00	c
21	Kristelig A-kasse (クリスチャン)	326.00	7.00	127.00	c
22	Ledernes A-kasse (管理職)	326.00	7.00	100.00	c
23	Magistrenes A-kasse (修士)	320.00	6.00	132.00	c
24	Min A-kasse (ミン(私の)金庫)	326.00	7.00	110.00	c
25	Frie Funktionærers A-kasse - Tværfaglig (自由職員)	326.00	7.00	111.00	d
26	ASE('A-kassen for Selvstændige Erhvervsdrivende') (自営業・経営者)	326.00	7.00	119.00	d

出所: 失業金庫連合ホームページ<sup>14</sup>より作成

<sup>14</sup> <http://www.ak-samvirke.dk/a-kasse-liste>  
<http://www.ase.dk/loenmodtager/priser-og-udbetalinger>

### (3) 労働組合との関係

歴史的に失業金庫と労働組合は密接な関係を形成してきた。労働組合は産業別・職業別組織が主流であり、その上に4つのナショナルセンターがある。最大組合はデンマーク全国連合（労働総同盟とも呼ばれる）（LO: Landsorganisationen i Danmark<sup>15</sup>）であり、組織労働者の6割前後が加盟している。ホワイトカラーと現業の公務員の多くが加入する職員・公務員共同会議（FTF: Funktionærernes og Tjenestemændenes Fællesråd<sup>16</sup>）が17%、大卒中央組織（AC: Akademikernes Centralorganisation<sup>17</sup>）が6.7%と続く。もう1つのナショナルセンターとしてLederneがあるが、管理職組合であるため労働組合と見なすべきかしばしば議論になる。ただし、独自の失業金庫を持ち、失業保険法上は労働組合として扱われる。LOはブルーカラー労働組合が多く加盟しており、また社会民主党の支持母体である。2002年6月の失業保険制度改革により「横断的失業金庫」が認められ、失業金庫選択の「自由」が拡大された。

実際の失業金庫と労働組合との関係は複雑である。第1に、これまで異なった業種・異なった労働組合の失業金庫が合併することも珍しく無かったこと、第2に、2002年6月の横断的失業金庫の解禁により、労働者は自分の加盟する労働組合と関係を持たない失業金庫を選ぶことができるようになったこと、第3に、労働組合も離合集散を繰り返していること、第4に、労働組合は、産業別組合、職種別組合、一般組合が併存していることなどが理由である。このような理由で労働組合と失業金庫とを対応させることが困難な部分がある。

## 4. 適用対象（加入資格要件）

### (1) 加入資格

失業金庫への加入は任意である。26ある失業金庫のうち、金庫が加入資格を限定している場合を除き、いずれに加入するかは個人の選択による。複数の失業金庫に加入することはできない。失業金庫は失業手当の給付とともに「早期退職手当」の保険者でもあり、労働者は失業金庫加入の際に早期退職手当の加入を選択することができる。

加入資格は以下のとおりである。デンマークに住所があり居住している者で、18歳以上かつ国民年金支給開始年齢より2歳若い年齢で、次の項目に該当する者とされる（第41条）。

- (a) 賃労働により賃金を得ている就労者。
- (b) 18カ月以上の職業学校・職業訓練を修了した者。失業金庫が書類審査を行う。年齢については、18カ月以上の職業訓練を受けた者ならば18歳未満であっても加入資格を有する（41条第2項）。

<sup>15</sup> <http://www.lo.dk/>

<sup>16</sup> <http://www.ftf.dk/>

<sup>17</sup> <http://www.ac.dk/>

- (c) 事業を営んでいる自営業者。
- (d) 親とともに自営業に従事している者。
- (e) 兵役に従事している者。
- (f) コムーネ（市）の業務、すなわち市長、市理事会議員、専門委員会議員、国会議員、閣僚、EU 議会議員。

以上のように適用範囲は、公務員、新規学卒者（職業訓練修了者を含む）、自営業、兵士および特別公務員を含み、極めて広い。ほとんど全ての就労者が加入できるため制度的に排除される者は少ない。但し、任意加入・定額保険料であるため低賃金労働者、若年失業者らが加入しない事例が多くみられる。ちなみに、自営業者と新規学卒者に加入資格が拡大されたのは 1979 年に早期退職手当が導入された際である。

## (2) 加入形態

加入形態は次の 3 種に分けられる。

- (a) フルタイム被保険者（fuldtidsforsikrede）
- (b) パートタイム被保険者（deltidsforsikrede）
- (c) 新規学卒・職業訓練修了被保険者（dimittender）

フルタイム被保険者は 12 週間に 360 時間以上就労した者が適用対象となる。つまり、週 30 時間就労がフルタイムとパートタイムの境界ということになる。新規学卒者は 18 カ月以上の職業訓練を修了した場合に加入資格を得ることができる。

## 5. 受給資格要件

### (1) 受給資格

受給資格は失業金庫に 1 年以上加入していることによって認められる。「就労条件」が設定されており、過去 3 年間の加入期間中—保険料納付期間—に 52 週以上就労していることである。パートタイム被保険者の場合は、過去 3 年間の加入期間中に 34 週以上就労していることが条件となる。

新規学卒者は、訓練修了後 2 週間以内に失業金庫に申請すると、資格期間は 1 カ月とみなされる。つまり、卒業後 1 カ月を経過して、失業状態にある場合に失業手当が支給されることになる。

### (2) 資格再取得制度

失業手当支給期間が終了した場合、過去 3 年間に 26 週以上就労した場合（パートタイム

被保険者の場合は17週)、あるいは同等の自営的業務に従事した場合に再度資格を取得することができるという規定がある。

### (3) 自己都合退職・再就職拒否の扱い

合理的理由なしに就労を拒否した場合は3週間支給停止される。合理的理由を欠く場合として、次の場合が該当し、自己都合退職と見なされる。(b) から (d) の「提供」とは求職相談や職業訓練などの再就職支援を意味する。

- (a) 適切と見なされる紹介された仕事を拒否した場合
- (b) 再就職計画に基づいた提供に参加したが、適切と見なされる提供された仕事を拒否した場合
- (c) 再就職計画に基づいた提供を拒否した場合あるいはその提供に協力しなかった場合
- (d) 再就職計画に基づいた提供を中止した場合
- (e) 合理的理由なしに離職した場合
- (f) 本人に非があつて解雇された場合
- (g) 12カ月の間に2回以上ジョブセンター（公共職業紹介所）または失業金庫に出頭しない場合

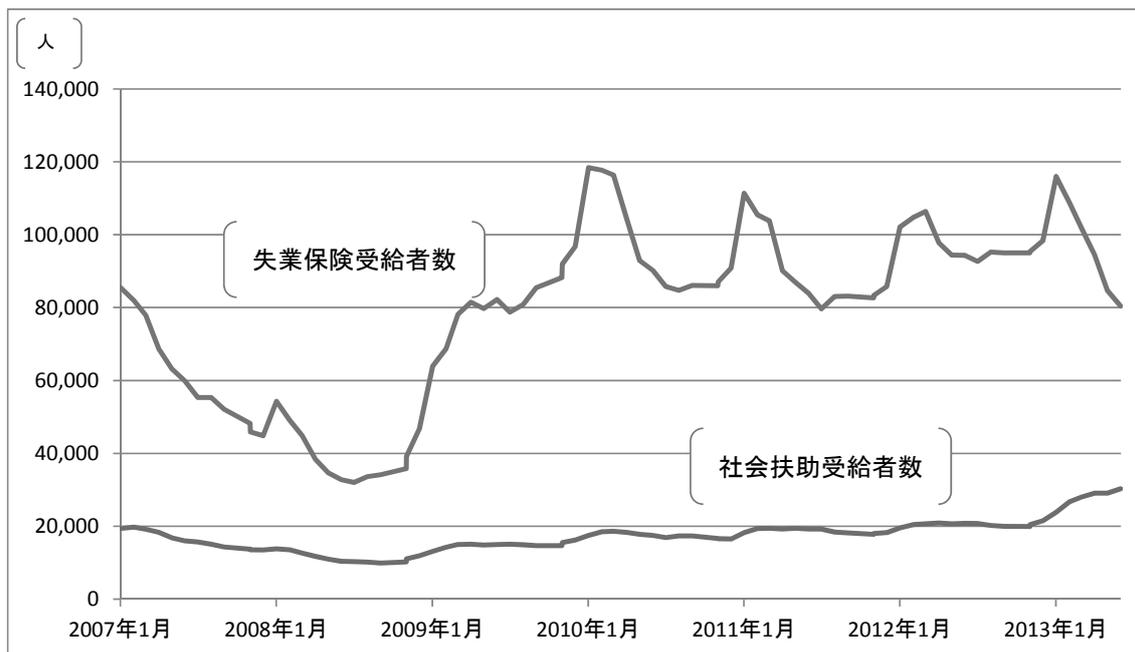
また、過去12カ月の間に2回自己都合退職・再就職拒否と見なされると、受給権が失われる。受給権が停止された者が、再度権利を獲得するためには、過去10週間に300時間以上フルタイム労働に従事しなければならない。パートタイム被保険者になる場合は過去10週間に150時間以上従事しなければならない。自営業の場合、26週間中断なく内容の伴う事業を行わなければならない。すなわち、初回の支給停止期間を3週間としている点で寛大な給付であるといえるが、2度目は受給権停止となる点でペナルティは大きいといえる。

## 6. 受給者数（比率）

失業保険の受給者数は2008年7月には3万2,024人であったが、2010年1月には11万8,411人まで増加し、その後、8万人から12万人の間で推移している（図表1-4参照）。

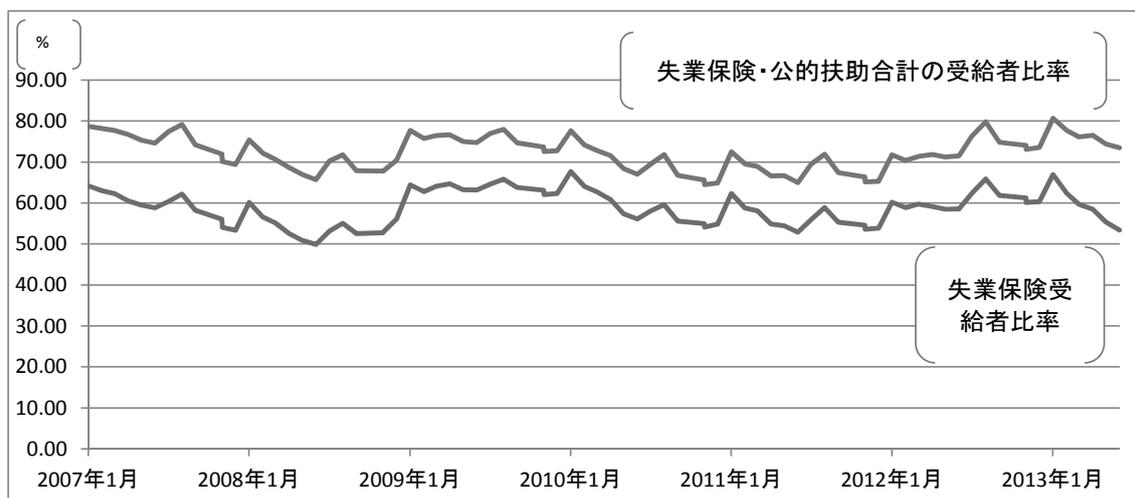
失業者に占める失業保障給付全体（失業保険及び公的扶助の合計）の受給者比率では、80.7%（2013年1月）が最高水準であり、60.6%（2010年10月）が最低水準である（図表1-5参照）。失業保険に限定した（公的扶助を除いた）受給者比率では、67.6%（2010年1月）が最高水準であり、49.9%（2008年6月）が最低水準である。

図表 1-4 : 失業保険・公的扶助受給者比率の推移 (2007年1月～2013年6月)



出所：デンマーク統計局数値より作成

図表 1-5 : 失業保障給付受給者比率の推移 (2007年1月～2013年6月)

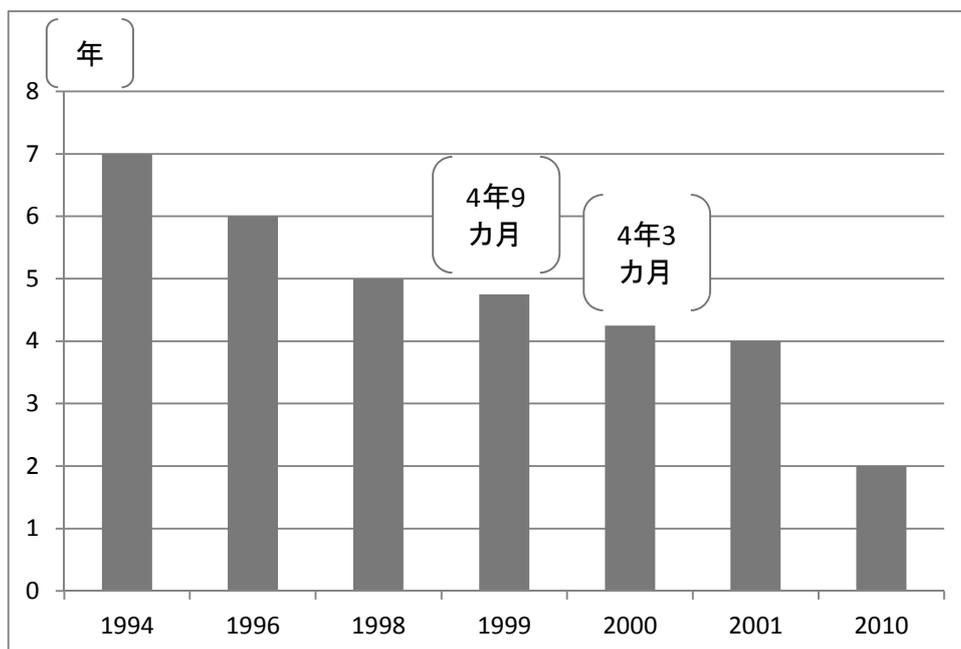


出所：デンマーク統計局数値より作成

## 7. 支給期間 (算定基礎)

1993年に始まる労働市場改革に伴い、支給期間は徐々に短縮されている。1994年以降の支給期間短縮の推移は図表1-6のとおりである。

図表 1-6 : 失業保険支給期間の推移



出所：菅沼（2011b）より作成

## 8. 支給額（算定基礎、給付水準）

### (1) 算定基礎<sup>18</sup>

失業給付の算定基礎に関しては、通常、過去 12 週間、あるいは、3 カ月間の平均所得額を基にして算出され、労働市場基金（Arbejdsmarkedsfonde）<sup>19</sup>への拠出が控除される。標準所得には上限は設定されていない。失業給付は週 5 日分支給される。

### (2) 支給額

失業手当（Dagpenge）の給付率は所得代替率 90%といわれる。ただし、手当支給額は上限額が設定されている。すなわち従前賃金が手当上限額の 9 分の 10 を超える者は所得代替率が 90%未満になる。デンマークの失業保険は寛大な給付といわれるが、これは比較的所得者の場合である。この上限額は「給付率規制法（Lov om en satsreguleringsprocent）<sup>20</sup>」に基づいて毎年「伸び率」を決定することになっているが、同法 6 条で財務大臣が前年 8 月までに変更率を表明することとされており、実際には政党間の協議に基づいている。すなわち政治的に決定される。法律は給付額引き上げ率が 2 %を超える場合に一般財源以外の基金を

<sup>18</sup> 岡（2004）参照。

<sup>19</sup> 1993 年に施行された税政及び 1994 年の労働市場改革に関する法律に基づき、政府が実施する各種労働市場施策の財源確保を目的として設立された基金。

<sup>20</sup> デンマーク政府広報ポータル：

<https://www.retsinformation.dk/Forms/r0710.aspx?id=5441>

使用する際のルールを規定したものである。最近 5 年の給付上限額は図表 1-7 のとおりである。

図表 1-7：失業手当上限給付額（単位：クローナ）

	フルタイム		パートタイム	新規学卒者	
	日額	週当たり		フルタイム	パートタイム
			日額	日額	日額
2010 年	752	3760	501	617	411
2011 年	766	3830	511	628	419
2012 年	788	3940	525	646	431
2013 年	801	4005	534	657	438
2014 年	815	4075	543	668	446

出所：労働市場管理庁ホームページ<sup>21</sup>等参照

1 週間は 5 日とみなされ、年間給付週は 52 週とみなされている。パートタイムは、フルタイムの 3 分の 2 となっている。つまり、デンマークの失業保険の所得代替率を 90% と見なすことは誤解を与えることになる。一定所得以下の者にとって 90% であり、それを超えた者にとっては所得代替率は小さくなる。このため、再就職支援策などを度外視すれば、従前報酬が高い者の再就職インセンティブが高くなり、低い者のインセンティブは小さくなることが推測される。

## 9. 財源（保険料率、国庫負担等）

失業給付は政府によって支出されるが、労働市場基金への拠出は被保険者と使用者、さらに、自営業者によって行われる。失業給付の全財源のうち拠出による部分は小さく、大部分は税金によって賄われている。

### (1) 保険料と金庫管理保険料

失業手当給付相当分に充当される保険料は定額制である。全ての金庫で同額である（図表 1-3）。フルタイム被保険者は月額 326 クローナ（2014 年）、パートタイム被保険者はフルタイムの 3 分の 2 である。新規学卒者は保険料負担がない。事業主（雇用主）の保険料負担は 2000 年まで実施されていたが、2001 年から廃止された。事業主は、解雇、一時帰休、契約期間以前の雇用の停止の際には、最初の 2 日間の失業手当を負担することになっている（84 条）。事業主負担は失業保険手当財源の 2 % 以下であるといわれる。

<sup>21</sup> 労働市場管理庁ホームページ：

<http://ams.dk/~media/AMS/Dokumenter/Satser/Satser%20mv%20p%20arbejdslshedsforsikringens%20mrde%202013pdf.ashx>

各失業金庫はこれに加えて事務管理のための管理保険料を上乗せできる。この金庫管理保険料は金庫毎に異なる。このため、各失業金庫の保険料額は異なる。各金庫のホームページ、加入案内冊子には「価格表」として保険料額表が掲載されている。

重要なことは管理保険料が金庫毎に異なるため、金庫は加入者を獲得するために管理保険料を引き下げることがあることである。つまり「価格競争」が一部で生じている。

## (2) 国庫負担

国庫負担は定まっていない。定額保険料は、毎月国庫に納付される。政府は各金庫に失業手当交付金 (refusion) を給付する。定額保険料と失業手当の差額分が国庫負担となるため、高失業時には国庫負担額は増え、低失業率の際は小さくなる。また、失業率が低下すると国庫納付金が手当交付金を上回ることもある。だが、大雑把にいて、失業保険給付費のおよそ 3 分の 2 が国庫負担されているという。2014 年現在、月額保険料 326 クローネで、失業時に日額 815 クローネの給付を受けることができるため、加入者からみるとメリットが大きい。このことが任意加入にもかかわらず一ゲント方式に加えて一高い加入率を支えているもう一つの理由である。

## 10. 早期退職手当 (エフタロン)<sup>22</sup>

失業保険制度を補完する制度として早期退職手当がある。これは 1979 年に創設された。若年失業者の雇用を拡大するために、高年齢者の早期引退を促すことを目的に導入された。これは事前の保険料拠出を条件とする任意加入の制度である。頻繁な制度改正と経過措置により適用条件は複雑になっているが適用を受けるには、次の条件を満たす必要がある。

- (a) 年齢が 60 歳から 67 歳で労働能力が減耗している者
- (b) 失業金庫への早期退職保険料の 30 年間拠出 (生年により拠出要件が異なり複雑である。例: 1959 年以前に生まれた者は、過去 25 年間に 20 年の拠出、1959 年以降 1978 年以前に生まれた者は 25 年の拠出など)
- (c) 失業給付の受給権者あるいは現在受給中の者
- (d) デンマーク居住者
- (e) 年金受給者でないこと
- (f) 年間 200 時間以上の就労に従事していないこと

(c) 項にみられるごとく、労働能力があり求職中の者が対象であるが、金庫による書類審査を原則とするため能力判定の条件は緩やかである。失業給付受給後の最初の 5 週間は一切

<sup>22</sup> 岡 (2004) 参照。

の雇用が禁止されている。その後は、年間 200 時間までの範囲内で就労することが認められる。ただし、所得制限が設けられている。この給付の受給中に国民年金（現在 67 歳支給開始）を併給することはできない。

高齢失業者を対象とした失業給付の支給額は生年により異なるが、失業手当日額の最高支給額の 91～100%が支給される。ただし、上限が設定されている。

### 第 3 節 公的扶助制度<sup>23</sup>

#### 1. 適用条件・適用対象

失業者を特別な対象に設定した失業扶助制度はない。だが、生活困窮者には「現金救済」と呼ばれる公的扶助制度が適用される。日本と異なり、67 歳以上の全ての国民に税を財源とする国民年金が給付され医療費は疾病保障制度があるので全国民無償であり、障害者には別途年金給付がある。このため公的扶助の対象者の多くは現役世代である。したがって多くの場合、失業保険が適用されない失業者を対象として想定している。適用に際しては、資力調査が課される。受給者は求職活動が義務付けられ、適職は受け入れなければならない。職業教育や訓練にも応じなければならない。また、2014 年 1 月より 30 歳未満の者は公的扶助の適用対象外となった。代わりに教育訓練扶助が給付されることになり、就労義務が一層強められるようになった。

#### 2. 支給額

公的扶助の基礎給付の支給額は、家族構成に配慮して決定される。扶養義務のある子供がいる世帯では、失業保険給付の最高 80%、23 歳以上で子供のいない世帯の場合には失業保険給付の 60%相当となる。なお、子供の多い世帯や住宅費の高い世帯に対しては、住宅費が別途追加的に支給される。

公的扶助を受給しながら何らかの収入があった場合、その収入の種類によっては公的扶助給付が削減され、収入との調整がはかられる。他方、公的扶助の支給最高限度額も基礎給付と住宅費の合計が税引き後の従前収入の 90%に設定されている。最後に、こうした規定とは別枠で、家具の購入や子供の洗礼式や堅信の典礼、賃貸住居への入居費、医療費等の特別な出費については、公的扶助から特別に支出される。

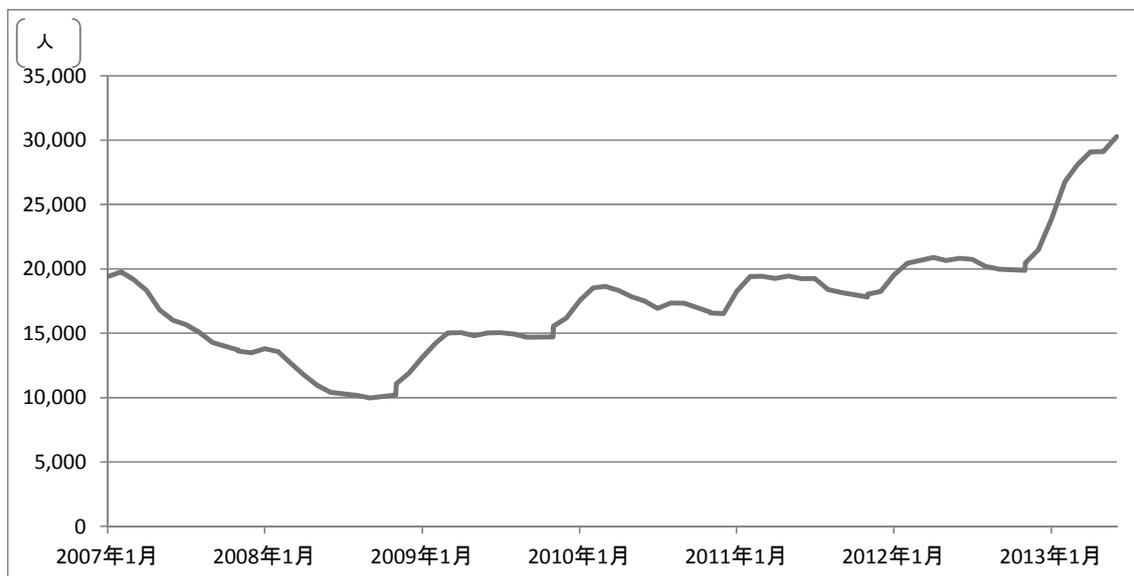
#### 3. 受給者数

受給者数の最新の数値（確定値）では、2013 年 6 月の時点で失業者数 15 万 587 人に対して、3 万 269 人が公的扶助給付を受けている（図表 1－8 参照）。受給者比率にして 20.1%である（図表 1－9 参照）。ちなみに、失業保険給付の受給者が 8 万 390 人、率にして 53.4%

<sup>23</sup> 岡（2004）参照。

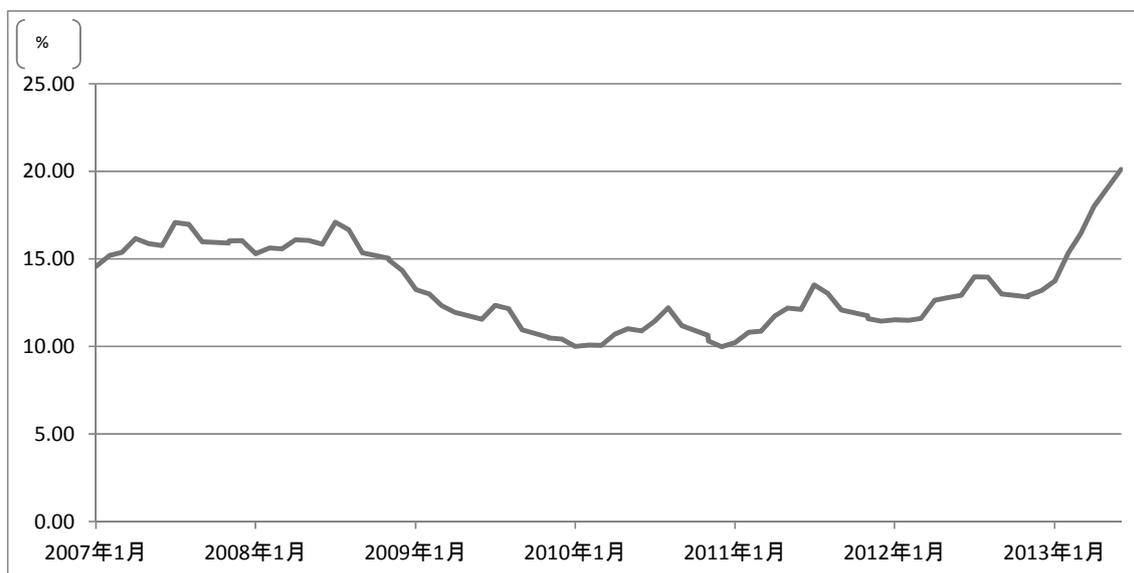
であることから、失業保険及び公的扶助を合計した受給者比率は 73.5%となる。

図表 1-8 : 公的扶助受給者の推移 (2007年1月~2013年6月)



出所：デンマーク統計局数値より作成

図表 1-9 : 公的扶助受給者比率の推移 (2007年1月~2013年6月)



出所：デンマーク統計局数値より作成

### 【参考文献】

岡伸一 (2004) 『失業保障制度の国際比較』学文社

菅沼隆 (2011a) 「デンマークの失業保険：失業金庫とフレキシキュリティ」『立教経済学研究』 64 卷 (3 号)、pp.1-21、2011-01-20

([http://www.rikkyo.ac.jp/eo/research/pdf/papar/no64/p001\\_021\\_1\\_64\\_3\\_suganuma\\_takashi.pdf](http://www.rikkyo.ac.jp/eo/research/pdf/papar/no64/p001_021_1_64_3_suganuma_takashi.pdf))

菅沼隆 (2011b) 「デンマークにおける失業手当期間の短縮—フレキシキュリティの解体?」『週刊社会保障』65号 (通巻2616号)、pp.42-47、2011-02-14